Ⅶ　全体計画・年間計画

1　道徳教育の全体計画

墨田区立吾嬬第二中学校

関係法令等

・日本国憲法
・教育基本法
・学習指導要領
・都、区教育委員会の目標

教育目標

人権尊重の精神を基調として、グローバル化や高度情報化が進む社会において、自ら主体的に学び、確かな学力を身に付け国際社会に貢献することのできる生徒、平和を願い地域を愛する心豊かな人間性を備えた生徒の育成を目指すために、次の教育目標を設定する。

・自ら学び、正しい判断のできる生徒
・思いやりのある生徒
・心身ともに健康な生徒

本校の教育の特色

・人権尊重教育推進校として、学校教育計画の改善を通して計画的・系統的な人権教育に取り組む。
・地域学習やものづくり学習をとおして自己の生き方を探るとともに、働く意義と社会が求める資質・能力について考えさせ、自立心や自主性を育て、望ましい勤労観や職業観を育成し、社会に貢献する人材を育成する。
・特別支援教育を意図的・組織的に推進することで、いじめ問題や不登校、心的な課題のある生徒の対応と理解に努める。
・幼保小中一貫教育として八広小学校、八広幼稚園等との幼児・児童・生徒間、教職員間の交流や連携授業・行事などの充実を図りながら、11年間をとおして子供たちの自主性や自律性、豊かな心を養う。
・セーフティ教室や安全指導等をとおして携帯電話やインターネットの活用に係る情報モラル等の育成に努める。
・生徒会活動や総合的な学習の時間を活用して防災教育や環境教育に計画的に取り組み、生徒一人一人に課題意識をもたせるとともに、解決のための知識や実践力を養う。

各教科の指導の重点

・全教科で「生徒による授業評価」を行って学習の理解度を確認するとともに、「区意識調査(アイチェック)」により、生徒の学習状況を把握し、「授業改善プラン」等を活用して基礎・基本を定着させるための授業づくりに努める。
・英語科では、少人数習熟度別指導指導を導入してコミュニケーション能力の育成に努めるとともに、ＮＴを積極的に活用したりペア学習を行ったりすることで、国際化に対応した人材、おもてなしの心をもった人材を育てる。

教育目標を達成するための基本方針

・教育活動全体をとおして人権教育を推進し、あらゆる偏見や差別をなくすとともに、思いやりの心や規範意識を身に付けた共生社会の担い手としての実践力を育成する。
・教育活動全体をとおして言語活動の充実に努めるとともに、コミュニケーション能力の育成を図り、国際社会の中で主体的に活動できる資質や豊かな人間性を育む。
・基本的な生活習慣や公共心などの育成に努め、互いの人格を尊重し、正しい判断の基に社会の一員として立派に貢献できる人間性豊かな生徒の育成に努める。
・墨田区特別支援教育推進計画を念頭に、特別な支援を必要とする生徒に対して組織的・系統的な指導の充実を図りながら、生徒一人一人が活躍する場を設けるとともに、生徒相互が思いやる気持ちを育む基盤づくりを進める。
・家庭や地域との連携を図りながら、学校教育活動全体を通じて計画的な健康増進や体力向上、食育に関する指導を推進し、自らの健康や安全な生活について深く考えさせ、心身ともに健康な生徒の育成を図る。
・幼保小中一貫教育先行実施地区として、また、人権尊重教育推進校として、八広小学校、近隣幼稚園、保育園と密接な連携を図り、それぞれの発達段階に応じた系統的な人権教育を計画的に推進することで幼児・児童・生徒の豊かな心を育むとともに、人権を尊重する実践力を育成する。

生活指導の重点

・集団の中での規範意識を高めるとともに基本的生活習慣の確立を図り、集団と自己との関わりの中でよりよい人間関係を築かせ、いじめを許さない風土をつくる。
・人間の性に対する理解を深めさせ、発達段階に応じた正しい知識を身につけさせる。
・生徒一人一人が家庭や地域の一員としての自覚をもち、地域の諸行事やボランティア活動に自ら進んで参加するよう指導する。
・セーフティ教室や定期的な避難訓練・安全指導を通して、不審者等の危機対応や災害に対処する心構えをもたせ、自己防衛能力を養う。
・薬物に対しての正しい知識を身につけさせるために、専門家による指導や視聴覚教材の活用及び講話を行う。

「特別の教科　道徳」の指導の重点

①全体計画に基づき、人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的心情や実践意欲、判断力を培う。
②授業時では、「新しい道徳」等を活用し、指導の充実を図り、道徳教育推進教師や学年の道徳担当を中心として生徒の心に響く、より効果的な指導を展開する。授業を通じて自分自身の考えの補充・深化・統合を図り、多様な人との共生社会の中でよりよい生き方について自覚を深めさせ、道徳的実践力を育成する。
③各教科や総合的な学習の時間・特別活動との関連を図りながら、教育活動全体をとおして自己の生き方を深く見つめさせ、人権尊重の精神のもと豊かな心情を育て、自他の生命を尊重する態度と道徳的実践意欲を育成する。
④道徳授業地区公開講座や学校運営連絡協議会において外部との意見交換の場を設け、地域・保護者と連携した道徳教育の充実を図るとともに、地域の教育力を高める。
⑤「いじめ防止プログラム」を活用した「いじめ防止授業」を行う。
⑥路上生活者(ホームレス)に対する差別的な行為が、いかに相手の人格を傷付けているかに気付き、相手の立場を理解しようとする心情と、偏見と差別をなくそうとする態度を育てる。特に長期休業日前に、路上生活者の人権についての授業を行い指導の徹底を図る。

特別活動の指導の重点

・望ましい集団活動をとおして、年間指導計画に基づき、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい生活を築こうとする意識と、自主的・実践的な態度や健全な生活態度を育成する。
・学級・学年活動及び学校行事や生徒会活動の充実を図り、教師と生徒、生徒相互の望ましい人間関係を築くことをとおして、自主性を重んじながらいじめや差別のない豊かな人間関係を備えた集団づくりに努める。
・様々な体験や話合いをとおして、社会の一員である自覚と自己の進路や将来の生き方に対して主体的に取り組む態度を養う。学級活動では、学級の中の諸問題を討議によって解決する能力を育てるとともに、学年活動では、ボランティア活動や安全指導・防災指導を積極的に取り入れて集団生活の向上を目指す。
・生徒会活動では、生徒が成就感や達成感がもてるような活動を意図的に計画し、自らの役割を自覚しながらよりよい学校生活に参画しようとする自主的、実践的な態度を養うとともに、集団への連帯感や所属感を深める。また、異年齢集団の交流や異校種との交流を積極的に行うことで、学校生活の充実と向上を図る。

総合的な学習の時間の指導の重点

生徒の生きる力を育むため、生徒が自ら課題を見つけ、学び、問題を解決する能力や発表する能力・態度を育成する。
・「自らの生き方を考える」を主題とし、外部講師による講話や職場訪問・職場体験など、さまざまな体験活動を取り入れる。
・第３学年では、近隣の幼稚園と連携した活動を通して幼児理解を深めさせ、思いやりの心を育む。
・自然体験や職場体験、見学、調査活動を通して社会に対する目を開き、コミュニケーション能力や問題解決能力を高めさせる。

「特別の教科　道徳」の指導方法

・互いの考えを尊重し、伝え合い、人間としての生き方について共に深く考え合い、いじめのない集団をつくる。
・他の教育活動における道徳教育を補充・深化・統合する時間として位置づけ、道徳的実践力を育てる。
・年間指導計画や学級における指導計画に基づき、生徒が考え議論する学習を行うよう指導を行う。
・価値観の押しつけにならないよう配慮し、多様な価値観を認めながら指導する。
・保護者や地域に授業を公開したり、道徳の学習の状況を通信などで知らせるなどし、地域とともに子どもを育てる。
・資料の整備や指導の方法の工夫に努め、より意義のある時間にする。
・「特別の教科　道徳」の学習の評価について、東京都教育委員会の資料を基に教員の研修を実施する。